

体育関係団体 各位

杉並区区民生活部スポーツ振興課
課長 矢花伸二
(公印省略)

6 月 1 日以降の区立施設等の運営及びイベント等の対応について

日頃から、区のスポーツ振興にご理解、ご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、2 月 28 日以降、スポーツ施設の利用中止、イベント等の中止または延期のご協力を頂いてまいりましたが、5 月 25 日に緊急事態解除宣言が発令され、東京都では「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」が示されたところです。

当区におきましても、5 月 27 日の杉並区新型コロナウイルス感染症対策本部の決定により、下記のとおり区立施設、イベント等の再開を図ることとなりましたので、お知らせいたします。

コロナウイルス感染症防止対策を講じながらの再開であることから、ご不便をおかけする面もございますが、ご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. スポーツ施設の対応

- ・窓口（公園を除く）は 5 月 28 日から再開する（9 時～17 時）
- ・屋内・屋外施設（プールを除く）の貸切使用は 6 月 1 日から再開する
- ・屋内プールの貸切・一般使用は 6 月 15 日から再開する
- ・その他の施設の一般使用、教室事業については調整中

※ 施設管理者が、施設の定期的な消毒や室内の換気、ソーシャルディスタンス確保のためのルールを定めるなど、感染防止対策の徹底に努めるとともに、利用者にもマスクの着用や手指の消毒、体調不良時の利用自粛などの協力を強く求めることについて、ご理解をお願いいたします。

2. イベント等について

イベント等の会場となる施設の再開状況に合わせて再開することとします。東京都が示したロードマップのステップ 1・2 の間は、以下の①～⑤の条件を満たすイベント等は実施に向けた検討を行うこととします。検討の結果、十分な新型コロナウイルス感染症防止対策を講じることができるものについては、実施することとします。

なお、区が共催・後援する事業については、貴団体においてご検討いただき、中止または延期する場合は、担当あてにご連絡ください。

(裏面に続く)

- ①参加者が少人数（屋内は概ね 100 人以下かつ収容定員の半分以下、屋外は概ね 200 人以下）で特定できること。
- ②3 つの密のリスクが重なる活動をしないこと。
- ③定期的な消毒や室内の換気のほか、ソーシャルディスタンスを確保すること。
- ④参加者にマスクの着用や手指の消毒、体調不良時の参加自粛などの協力を強く求めること。
- ⑤大声での発生、声援等が生じる活動をしないこと。

参加者がさらに大人数になる規模のイベント等や条件の緩和等については、東京都が示したロードマップのステップ3への移行時期等を踏まえて、改めて検討します。

3. 後援等事業の名義申請や報告手続きについて

後援等名義使用に関わる申請や報告について、スポーツ振興課窓口での受付を再開いたしますが、極力、書類のやりとりやご相談は、郵送、メール、電話にてお願いいたします。

その他の区の対応については、区公式ホームページをご確認ください。

次の資料を添付いたしますので、今後のスポーツ活動の際にお役立てください。

- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（一部）〈東京都〉
- ・安全に運動・スポーツをするポイントは？〈スポーツ庁〉
- ・新しい生活様式の実践例〈厚生労働省〉
- ・スポーツイベントの再開に向けた感染拡大防止ガイドライン〈公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会〉

新型コロナウイルス感染症については、引き続き安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

ご不明な点やご相談等がございましたら、下記担当までご連絡ください。

〈担当〉

杉並区区民生活部 スポーツ振興課事業係

担当 齋藤・藤井・安達 TEL3312-2111 内線 1674

（受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分）